2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）は、令和2年4月～4年10月までの五つの経済対策への対応として措置
- ✓ **地方公共団体**は、**実施計画**を**内閣府に提出**し、 内閣府はコロナ交付金の予算を交付行政庁となる総務省に移し替え、**総務省**は**コロナ交付金を交付（2～4年度、予算18兆3259億円）**
- ✓ 国は、コロナ交付金の交付を受けた全ての地方公共団体における交付金事業の実施状況や交付金充当額について網羅的に把握していない状況であり、コロナ交付金の全体の執行状況を取りまとめたものは公表されていない
- ✓ 本院は、地方公共団体において交付金事業の適切な方法による効果検証の実施に関し、4年10月に会計検査院法第36条の規定により改善の意見表示

検査の状況

- ✓ 2～5年度までに地方公共団体（47都道府県及び1,741市区町村）に対して交付されたコロナ交付金を対象として検査
- ✓ ①2～4年度の予算　18兆3259億円、**不用額3兆2665億円**
  ②5年11月までに内閣府に提出した実施計画に基づき実施した計164,803事業で**実施計画と実績報告書を突合等**し、年度ごとの**「経済対策の区分」の別による交付金充当額を集計**
  ➢2、3両年度は新型コロナウイルス感染症対応の事業、4年度は物価高騰対策へと事業内容が変化
  ③4年度の予備費（重点支援交付金5000億円、住民税非課税世帯に対する一律3万円支給の財源）で、内閣府は、使用決定日（5年3月28日）翌日に全額を5年度に繰り越しており、市区町村における対象世帯への支給は6年4月15日までに終了
- ✓ ①44都道府県実施の交付金事業の事業費は12兆8262億円、交付金充当額は10兆2521億円（2～5年度）
  ②令和3年度決算検査報告等の掲記事項による国庫返還、交付金事業での不正受給等の発生で事業費返還が発生
  ➢5年度末時点で**国庫返還必要額は計205億円（うち未返還額170億円）**
  ③協力要請推進交付金等で、各都道府県は、協力金等の返還命令の発出等を5年度末でも行っているが、**内閣府及び総務省はこの対応状況や国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握していなかった**
- ✓ 内閣府は、4年10月の本院指摘の趣旨に沿い、効果検証を実施し、検証結果を公表するよう周知しているが、その内容は地方公共団体の判断に委ねていて、**一部の地方公共団体において、十分とはいえない効果検証が行われていた**

所見

- ✓ **国は、今後、原則として使途の制限がなく、自由度が高く活用が可能な同種の交付金による事業を実施する場合**、事業終了後に地方公共団体において**事業単位で適切に効果検証を実施**すること、また、検証結果を取りまとめるなどして公表し、事業の執行に関する説明責任を果たせるような仕組みの整備等、**事業の実施について適切に国民への情報提供を行う態勢を検討**すること
- ✓ **内閣府及び総務省は、各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握**し、国庫へ未返還となっているコロナ交付金について、当該都道府県における返還等の状況を確認した上で、**今後も引き続き国庫への返還に向けて適切に対応するよう**、当該都道府県に**働きかけ**ること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告pp.584-622を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の背景

○**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の概要**（本文P584～587）

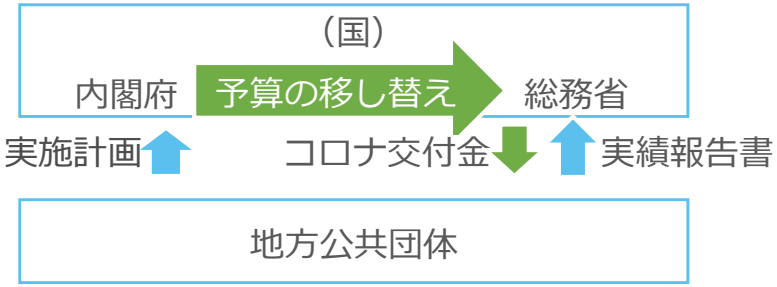

○コロナ交付金は、令和2年4月から4年10月までに決定された五つの経済対策（※）への対応として地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として措置

（※）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更））から物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（4年10月28日閣議決定）までの経済対策

（実施計画の記載内容）

- 事業の名称
- **事業の概要**
- **事業と経済対策との関係**
- 事業費、交付金充当額等

（実績報告書の記載内容）

- 事業名

（左の内容は記載しない）

- 総事業費、交付金充当額等

○**地方公共団体は**、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（**実施計画**）**を内閣府に提出**し、内閣府は、コロナ交付金の予算を各省（総務省）に移し替え

○**総務省はコロナ交付金を交付（2～4年度、予算18兆3259億円）**また、地方公共団体は、事業の完了後、実績報告書を総務省等に提出

○**交付対象事業の概要・予算配分の状況**（本文P585～586）

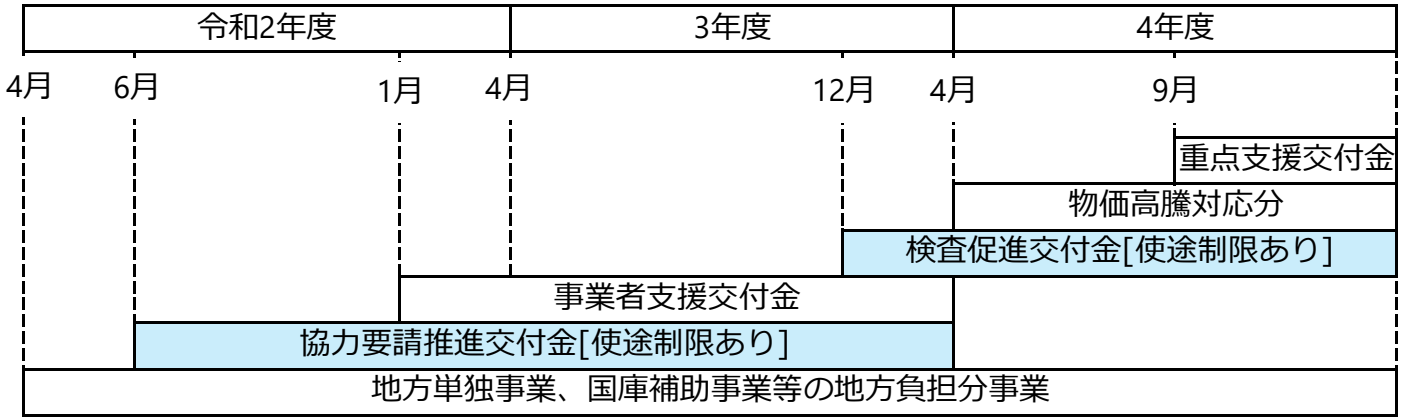

コロナ交付金は、五つの経済対策への対応として予算が措置されており、内閣府において、地方単独事業等の事業等別に予算配分されている

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告pp.584-622を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の状況1　**予算の執行状況**（本文P590～598）

○内閣府及び総務省における予算措置とその執行状況

18兆3259億円（内閣府に予算措置、令和2年度～4年度）
　内閣府⇒総務省への移替額　　15兆2991億円（不用額3兆0268億円）
　総務省⇒地方公共団体への交付額　15兆0579億円（同　　2396億円）

不用額計3兆2665億円

○経済対策の区分別の執行状況

五つの経済対策には、計14の「経済対策の柱」があり、内閣府は、これに基づく取組を「経済対策の区分」として設定、これを実施計画に記載させているが・・
・実施計画（内閣府に提出）に記載した全ての事業を実施しているわけではない
・実績報告書（総務省等に提出）には事業の概要が記載されていない

⇒「経済対策の区分」の別による事業費等を把握するため47都道府県1,741市区町村が5年11月までに提出した実施計画に基づき実施した計164,803事業（※１）を対象とし、**実施計画と実績報告書を突合等して集計**

（※１）使途に制限が設けられている「協力要請推進交付金」、「検査促進交付金」を除く

経済対策の区分別による分析　（単位：億円）

経済対策の名称（閣議決定年月）	経済対策の柱	経済対策の区分	交付金充当額(総額に占める割合) 令和2年度	3年度	4年度
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月）	Ⅱ雇用の維持と事業の継続	①-Ⅱ-3事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	9385 (30.7%)	6193 (37.8%)	― (―)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（4年4月）	Ⅰ原油価格高騰対策	④-Ⅰ原油価格高騰対策	― (―)	― (―)	867 (13.3%)
	Ⅳコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	④-Ⅳコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	― (―)	― (―)	2905 (44.6%)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
計			3兆0485	1兆6343	6501

（注）五つの経済対策のうち、各年度の交付金充当額の大きいものを抜粋

当初は新型コロナウイルス感染症対応の事業に使用されていたが、4年度は物価高騰対策に事業内容が変化

○予備費を財源とするコロナ交付金の執行状況

令和4年度に予備費の使用が決定された、5000億円（※２）の予算の執行状況についてみると・・

（※２）重点支援交付金1兆6000億円のうち低所得者世帯支援事業（住民税非課税世帯に対して一律に3万円を支給する事業）の予算

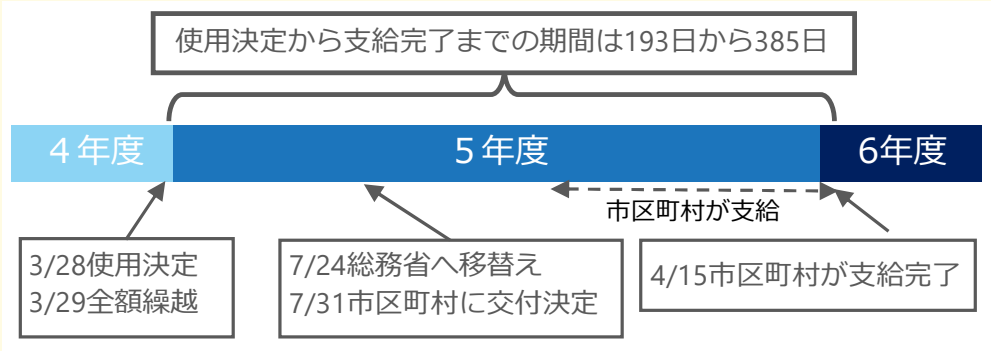

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告pp.584-622を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の状況2　**交付金事業の実施状況等**（本文P598～620）

○事業別の実施状況

・地方公共団体が交付を受けたコロナ交付金について、内閣府に提出された実施計画と、総務省等に提出された実績報告書で事業を突合

・事業費及び交付金充当額をコロナ交付金の事業等別に集計

44都道府県のコロナ交付金の事業等別の執行状況　（単位：億円）

事業等	事業実施期間	事業費	交付金充当額
地方単独事業	令和2～5年度	3兆9849	2兆6503
国庫補助事業等の地方負担分事業	2～5年度	2279	855
協力要請推進交付金	2～4年度	6兆5839	5兆9346
事業者支援交付金	3～5年度	6973	4493
検査促進交付金	3～5年度	2375	2001
物価高騰対応分	4～5年度	3072	2746
重点支援交付金	4～5年度	7872	6575
計		12兆8262	10兆2521

○国庫への返還状況

・令和3年度決算検査報告等で**国庫返還が生じている**（※１）
（※１）地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業

・44都道府県が実施した交付金事業で不正受給等が発生、**事業費の返還が発生している地方公共団体がある**（※２）
（※２）協力要請推進交付金、事業者支援交付金、検査促進交付金

・5年度末時点の**国庫への返還状況**を、事業等別に集計

コロナ交付金の事業等別の国庫への返還状況（5年度末）（単位：万円）

事業等	国庫への返還を要する額	国庫への返還済額	未返還額
地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業	22億0712	12億1259	9億9453
協力要請推進交付金	19億3863	9億4360	9億9502
事業者支援交付金	5億4294	5億2365	1928
検査促進交付金	158億5830	8億1766	150億4063
計	205億4701	34億9753	170億4947

内閣府及び総務省は、協力要請推進交付金等に係る**国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握せず**

所見　**内閣府及び総務省は、各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握**し、国庫へ未返還となっているコロナ交付金について、当該都道府県における返還等の状況を確認した上で、**今後も引き続き国庫への返還に向けて適切に対応するよう**、当該都道府県に**働きかけ**ること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告pp.584-622を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の背景　**効果検証の概要**（本文P587～588）

・内閣府は、地方公共団体に対して、コロナ交付金を活用して実施した個々の交付対象事業（交付金事業）の終了後に、効果検証を実施、検証結果の公表等を要請していたが、本院は4年10月に内閣総理大臣に対して指摘（※）
・内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、4年11月に事務連絡を発し、地方公共団体において、適切な方法により速やかに効果検証を実施し検証結果を公表するよう周知（4年12月には制度要綱等に規定）

（※）内閣府において、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知することなどについて、会計検査院法第36条の規定により意見を表示

検査の状況3　**効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況**（本文P620～621）

○**44都道府県における効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況**（6年4月末現在）
2、3両年度は、44都道府県全てが、4年度は、繰越事業を除いて42都道府県が公表済、5年度は、集計中等の理由により未公表
○ 44都道府県の効果検証の内容
・12県は、アンケート調査による評価等を活用
・32都道府県は、交付金事業を行った担当部署等が、議会への説明等のために作成した事業の実績額や内容を検証結果として公表
○32都道府県の効果検証について、会計実地検査等により具体的に検査したところ・・・
・大阪府及び山口県で、地方公共団体の施策単位で実績額等を公表、**実施計画に対する実績の確認が困難**
・岩手県で、交付金事業の概要の公表にとどまり、**交付金事業の実績額の内訳や効果の確認ができない**
・福岡県で、一部の交付金事業の検証結果のみ公表、**その他の交付金事業の実施状況・効果は確認ができず**
なお、会計実地検査の結果を踏まえ、4府県においては、公表内容を改め、上記の状況は解消済

○**実施計画に対する交付金事業の実績確認が困難等**の十分とはいえない効果検証が行われ、説明責任が十分に果たされているか疑義
○内閣府は、コロナ交付金の効果検証に関する調査を3年度から5年度までの間に実施、その結果を公表しており、交付金充当額等に関しては、実施計画に記載された全事業を調査対象としたとしているが、交付金事業の実績、効果等に関しては、全事業ではなく地方公共団体等が抽出した事業を対象としたアンケート調査等の結果を踏まえたものであった

所見　**国は、今後、原則として使途制限がなく、自由度が高く活用が可能な同種の交付金による事業を実施する場合**、事業終了後に地方公共団体は交付金事業単位の適切な効果検証を実施すること、また、検証結果を取りまとめるなどして公表し、説明責任を果たせる仕組みの整備等、**交付金事業の実施について適切に国民への情報提供を行う態勢を検討**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan